

令和4年度 地方創生推進事業補助金（一般型）の募集について

- 市では、上越市まち・ひと・しごと創生推進協議会に参加する団体・企業の皆さまが取り組む「地方創生に資する事業」を推進するため、補助制度による支援を実施しています。
- 多くの団体・企業の皆様から当制度をご活用いただき、取組をレベルアップすることで、当市の地方創生をより一層推進できるよう、事業の検討をお願いします。

1 補助制度の概要

- 交付対象団体（補助金の交付を申請できる団体）
上越市まち・ひと・しごと創生推進協議会の会員及び参加団体
- 補助対象の事業
第2期上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、総合戦略）に定める具体的施策の実現に資する次に掲げるいずれかの事業
(1) 総合戦略「個別事業プランリスト」に掲載した申請団体の取組のうち、既存の取組を拡充・レベルアップする事業又は未実施の事業
(2) 新たに取り組む事業
- 補助対象経費
補助対象事業の実施に必要な経費
※1 次年度に行う事業のための調査及び事業計画策定の経費を含む
※2 ただし、以下の経費を除く
①補助金の交付申請、実績報告及び補助金請求に要する経費
②事業者等の飲食及び遊興に係る経費
③不動産の取得に係る経費
④建物の建設、改修等のハード事業に係る経費（ソフト事業と組み合わせて行うものを除く）
⑤事業に必要な臨時的な雇用以外に係る人件費
⑥市、国又は他の地方公共団体からの補助金の交付対象となる経費 等
- 補助対象期間
交付決定日から令和5年3月15日までに実施する事業
- 補助金の額等
補助対象経費に2分の1を乗じて得た額を限度とする
ただし、1事業当りの交付対象事業費100万円（千円未満の端数切捨）
※一般型と提案モデル型の制度比較は、別紙3『令和3年度 地方創生推進事業補助金 各補助メニューの比較について』をご参照ください。
※事業に関する収入がある場合は、当該収入を控除した補助対象経費に2分の1を乗じて得た額を、補助金の額とします。
※事業完了前の支払（概算払）が可能で、その場合は完了後に清算を行います。
- 交付回数の制限
1 団体につき2事業まで

2 補助金の募集について

- スケジュール
募集期間：令和4年4月1日（金）～4月28日（木）
交付決定：5月中旬（予定）
- 審査について
以下の提出書類を基に審査を行い、交付決定を行います。
対象事業は、市の予算の範囲内で決定します。
応募者多数の場合は、評点審査の内容を踏まえて、交付対象事業及び補助金額を決定します。

3 その他

- 提出書類
①交付申請書 ②事業計画書 ③団体の定款等 ④支出に関する見積書 ⑤参考資料
- 提出方法
郵送又は持参にて、書類を提出してください。
- 実績報告
実績報告は、所定の様式により、事業終了後2週間以内に提出してください。
また、3月1日～3月15日に事業が終了する場合は、見込みの金額で3月15日までに提出してください。

※事業の実施状況及び結果について、事例発表及び上越市ホームページ掲載用の写真をお願いする場合があります。

問合せ・提出先：

上越市 企画政策部 企画政策課 担当：道下^{みちした}

〒943-8601 上越市木田1-1-3

TEL：520-5624 FAX：526-8363 メール：kikaku@city.joetsu.lg.jp

令和4年度 地方創生推進事業補助金（提案モデル型）の募集について

- 第2期上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、第2期総合戦略）に基づく民間団体や事業所等による地方創生に向けた取組を支援する地方創生推進事業補助金のうち、第2期総合戦略に掲げた重点事項に基づき提案された事業へ補助することで、地域を挙げた地方創生の取組を一層推進します。

1 提案型補助制度の概要

- 制度について

第2期総合戦略に掲げた重点事項に基づき、特に民間団体等が主導して実施する必要性の高い取組を提案方式により募集し、強力に支援することで地域を挙げた地方創生の取組を一層推進するもの
- 企画提案を求めるテーマ

第2期総合戦略に掲げた重点事項のうち、以下のテーマに合致する取組※

 - ㊦自然な出逢い等を目的として、若者世代の交流の機会を創出する取組
 - ㊧関係機関・団体が連携・協力したワーク・ライフ・バランスに対する理解等を促進する取組
 - ㊨結婚・出産後も女性が安心して働ける環境づくりを推進する取組
 - ㊩地域の様々な主体が、中高生やその親に地域の良さ、地域活動のやりがいを伝える取組
 - ㊪まちづくりに関わることで、地域への愛着を育み、まちづくりを担う次世代の人材を育成する取組
 - ㊫地域の様々な主体が、交流の場をつくる取組
 - ㊬多様な地域において、観光コンテンツ等を用いて稼げる市民活動を行う取組
 - ㊭観光関連産業の強化に向けた分野横断的な仕組みづくりに関する取組
 - ㊮外部から専門家等を招へいして地域活動を行う取組
 - ㊯その他、市長が必要と認める取組

※過去に本補助金の交付を受けた事業に関する取組については実施の必要があると認められるものに限る。
- 交付対象団体（補助金の交付を申請できる団体）

上越市まち・ひと・しごと創生推進協議会の会員及び参加団体
- 補助対象経費

一般型と同様
- 補助対象期間

交付決定日から令和5年3月15日までに実施する事業
- 補助金の額等

補助対象経費に4分の3を乗じて得た額
ただし、1事業当りの交付対象事業費500千円（千円未満の端数切捨）
※事業完了前の支払（概算払）が可能で、その場合は完了後に清算を行います。
※事業に関する収入がある場合は、当該収入を控除した補助対象経費に4分の3を乗じて得た額を、補助金の額とします。
- 採択事業数

審査により選定される最大3事業
- 交付回数の制限

提案可能事業数：1団体につき1事業まで

2 補助金の募集について

- スケジュール

募集期間：令和4年4月1日（金）～5月31日（火）
交付決定：6月下旬（予定）
- 審査について
 - ・別表の評価基準に基づき、審査員による評点審査を行います。
 - ・評価項目ごとに点数化し、審査得点を算出します。（合計100点）
 - ・審査の結果、審査得点の平均点が60点に達しないものは、順位付けから除外します。
 - ・第1期総合戦略の検証結果等による必要性の高い取組に応じて加点倍率を設けます。加点倍率は、必要性の高いものから、1.2倍、1.1倍、1.0倍とします。
<加点倍率>※左記「企画提案を求めるテーマ」より
 - ㊦㊩㊨ 1.2倍
 - ㊧㊪ 1.1倍
 - ㊫㊬㊭㊮㊯ 1.0倍
 - ・各審査員の審査得点の平均点に加点倍率を乗じたものを総合得点とします。
 - ・総合得点が高い事業から最大3事業を交付決定します。

3 その他

- 提出書類

①交付申請書 ②事業計画書 ③モデルテーマに対する企画提案書 ④団体の定款等
⑤支出に関する見積書 ⑥参考資料
- 提出方法

郵送又は持参にて、書類を提出してください。
- 実績報告

実績報告は、所定の様式により、事業終了後2週間以内に提出してください。
また、3月1日～3月15日に事業が終了する場合は、見込みの金額で3月15日までに提出してください。

※事業の実施状況及び結果について、事例発表及び上越市ホームページ掲載用の写真をお願いする場合があります。

問合せ・提出先：

上越市 企画政策部 企画政策課 担当：道下^{みちした}

〒943-8601 上越市木田1-1-3

TEL：520-5624 FAX：526-8363 メール：kikaku@city.joetsu.lg.jp